

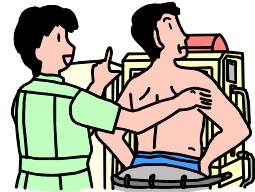
# じん肺健康診断

## (じん肺法第3条、第7条～第9条の2)

じん肺法施行規則に定められた25種類の粉じん作業のいずれかに常時従事し、または従事したことのある労働者に対しては、就業時 定期 定期外 離職時に、次の項目のじん肺健康診断を行わなければなりません。じん肺健康診断の結果、管理区分が管理2または管理3となった労働者(じん肺有所見者)には「肺がんに関する検査」を行うこととなっています。

### 【検査項目】

- ・粉じん作業についての職歴の調査
- ・X線写真による検査(胸部全域の直接撮影)
- [胸部X線写真にじん肺の所見が認められる者に行う検査]
- ・胸部に関する臨床検査
  - 既往歴の調査
  - 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査
- ・肺機能検査(一側の肺野の3分の1を超えるじん肺による大陰影の認められる者と合併症のある者を除く)



- (一次検査) スパイロメトリーおよびフローボリューム曲線による検査
- (二次検査) 動脈血のガス分析検査(二次検査は所定の要件を満たす場合のみ)
- ・結核精密検査(結核またはその疑いのある者)

- 結核菌検査
- X線特殊撮影による検査
- 赤血球沈降速度検査
- ツベルクリン反応検査

医師が必要でないとする場合は一部の検査を省略することが出来ます。

- ・その他の検査(肺結核以外の合併症の疑いがある者については次の検査のうち、医師が必要と認めた項目について行う)
  - 結核菌検査
  - 痰に関する検査(肺がんに関する検査としては、喀痰細胞診を行う)
  - X線特殊撮影による検査(肺がんに関する検査としては、胸部らせんCT検査を行う)

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理 1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2	エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 ロ	エックス線写真の像が第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4	エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る)と認められるもの エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの